

## 共有デジタル地図成果利用約款

1. 「共有デジタル地図」にかかる著作権その他の権利は、全て三重県市町総合事務組合に帰属します。

2. 「共有デジタル地図」は、平成 18 年度、23 年度、29 年度の空中写真成果による写真地図データとそれぞれの空中写真成果を基に作成した数値地形図データです。

3. 「共有デジタル地図」は、次の品質を有するデジタル地図です。

①写真地図データの解像度は、平成 18 年度成果については地上解像度 40cm、平成 23 年度、29 年度成果については地上解像度 20 cm です。

ただし、位置精度は担保されていません。

②数値地図データは、公共測量実施計画書に準じ、真幅道路が地図情報レベル 1,000、その他は地図情報レベル 2,500 の位置精度で作成されています。

4. 「共有デジタル地図」の内容の一部または全部を複製・使用して新しく製品を作成しようとする場合は、測量法第 43 条及び 44 条の規定により三重県市町総合事務組合の承認が必要となります。

5. 本データの利用によって発生する直接又は間接の損失・損害等について、一切の責任を負いません。